

1 目的

低炭素社会の実現に向けて、新築住宅に比ベストック数が多い既存住宅の省エネルギー改修等の対策を進めることが重要となっています。

本事業では、既存住宅を建て替えずに、「省エネ」かつ「健康」な住まいの基本となる、室内温度差の少ない住宅の普及を目指し、「住宅全体の断熱性の確保」につながるエコリノベーション等工事を行おうとする住宅所有者に対して、これに要する費用の一部を補助することにより、民間住宅市場における既存住宅の温暖化対策を誘導し、市内企業等の技術力の向上、市民への普及啓発等の取組を推進することを目的とします。

2 補助金額・補助要件等

補助種別	一般改修住宅	特定改修住宅
補助対象工事	エコリノベーション等工事に必要な建材・設備等のうち、次頁「6 補助対象工事及び補助金額」で指定するもの（「A. 断熱改修工事」及び、Aと併せて実施する「B. 設備改修工事等」）	
補助金額	補助対象となる建材・設備等ごとに設定した補助金額の合計額 (上限金額) 40万円 (上限金額) 80万円	
補助件数	約50件程度 ※1	
補助要件	改修内容	次頁「6 補助対象工事及び補助金額」の「A. 断熱改修工事」において、次の①②の両方を満たすこと ①「A. 断熱改修工事」において、居室1室以上の全窓の断熱改修工事を行うこと ②「A. 断熱改修工事」の補助金額の合計が10万円以上であること ※2 住宅全ての開口部（窓・ドア）を断熱改修するエコリノベーション等工事
	その他	普及啓発活動への協力（下記「7 普及啓発の協力」参照）

※1 受付先着順。予算額に達した時点で受付を終了します。

※2 「A. 断熱改修工事」において、対象住宅内の全窓の断熱改修工事を行っても、その補助金額の合計が10万円以上にならない場合はこの限りではない。

3 対象住宅

○横浜市内に存する次に掲げる住宅 ※分譲住宅・賃貸住宅の別を問いません。

・一戸建ての住宅（棟単位） ・共同住宅及び長屋（住戸単位） ※寮・社宅は対象外

○耐震性能を有する建築物

次のいずれかの要件を満たすもの
 ・昭和56年6月1日以降に建築確認を得て着工したもの（増築等を含みます。）
 ・現行の耐震基準に適合させる改修工事が施工されているもの（エコリノベーション等工事の完了までに、耐震改修が施工完了するものを含みます。）

4 対象者

対象住宅の **所有者** 又は **区分所有者**

※ 法人、団体及び組合等を含みます。 ※ 市内の在住又は所在を問いません。

※ 同一所有者に対する補助は、同一年度内に10戸を限度とします。

5 対象工事の発注先

エコリノベーション等工事金額（税込）が100万円以上となる場合は、市内事業者（本社・本店が横浜市内であるもの）への発注が必須となります。

6 補助対象工事及び補助金額

		補助対象建材・設備等	補助金額（※1）	仕様・備考	
A. 断熱改修工事	開口部の断熱	窓	外窓交換(※2)	大 5.0万円 /個所 中 3.0万円 /個所 小 2.5万円 /個所	・施工後の熱貫流率が4.65以下となること ・窓寸法により補助金額が異なる <外窓・内窓> 大: 2.8㎡以上 中: 1.6㎡以上 2.8㎡未満 小: 0.2㎡以上 1.6㎡未満 <ガラス交換> 大: 1.4㎡以上 中: 0.8㎡以上 1.4㎡未満 小: 0.1㎡以上 0.8㎡未満
		窓	内窓設置	大 3.0万円 /個所 中 2.0万円 /個所 小 1.0万円 /個所	
		窓	ガラス交換	大 1.2万円 /枚 中 0.9万円 /枚 小 0.1万円 /枚	
	ドア	玄関ドア等の交換	大 8.0万円 /箇所 小 3.5万円 /箇所	・施工後の熱貫流率が4.65以下となること ・ドア寸法により補助金額が異なる <開戸> 大: 1.8㎡以上 小: 1.0㎡以上 1.8㎡未満 <引戸> 大: 3.0㎡以上 小: 1.0㎡以上 3.0㎡未満	
床・外壁・屋根の断熱	床		1,000円 /㎡	・床、外壁、屋根(天井)の各々の施工範囲は、住宅全体であること ・施工後の各部位の熱貫流率または熱抵抗値が現行の省エネ基準以上の性能となること ・補助金額の算出には断熱材使用面積を用いること	
	外壁		800円 /㎡		
	屋根(天井)		800円 /㎡		
B. 設備改修工事等 (Aと併せて実施)	省エネ・創エネ設備の導入	・潜熱回収型給湯器 ・ヒートポンプ給湯器 ・ヒートポンプ・ガス瞬間式併用給湯器 ・太陽熱給湯機 ・家庭用ユー・ジェネレーション設備 ・太陽光発電設備	10.0万円 /種類	太陽光発電設備は3.0kW以上であること	
	その他	HEMS設置	3.0万円	ECHONET Lite 規格を標準インターフェイスとして搭載し、家全体のエネルギー使用量について見える化が図られているもの	
		既存住宅取得と合わせた改修	3.0万円	補助申請日の1年前から補助申請当日までの間に取得した既存住宅であること	

※1 補助対象建材・設備等の購入費用(消費税及び地方消費税相当額を除く)が補助金額未満の場合は、購入費用から千円未満を切り捨てた額を補助金額とする。

※2 古いサッシを窓ごと取り外し、新しい断熱窓を取り付ける工事。

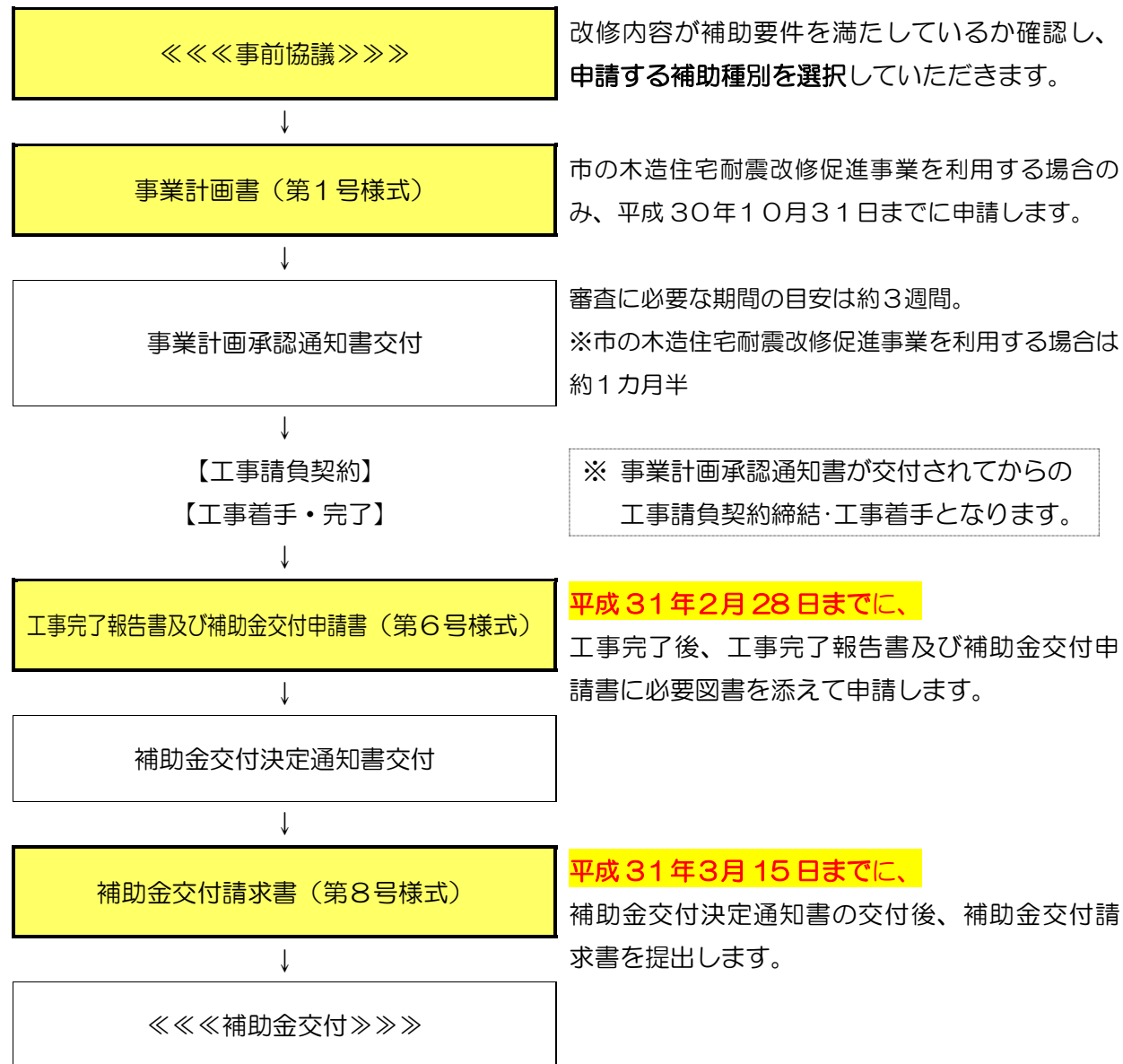
7 普及啓発への協力

補助対象者には、次に掲げる普及啓発活動に御協力いただきます。

- ・改修前及び改修後のエネルギー消費量（電気・ガス）のデータ記録（一年間）
- ・改修前及び改修後の住まいの健康性の評価の実施（CASBEE 健康チェックリスト）
- ・ホームページ、パンフレット及び展示等へ掲載するため、改修内容や改修前後の写真、図面及び各種データ等の公表
- ・その他、アンケートなどの普及啓発活動への参加 等

※「住まいのエコリノベーション推進事業の普及啓発に係る同意書」を御提出いただきます。

8 手続の流れ（概要）



◇◇◇ 横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度ホームページ ◇◇◇

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/housing/sumai/hojo/index.html>

■ 担当課 ■

◆お問い合わせ先（補助基準等の確認・事前協議・申請書提出先 ※郵送不可）◆

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課（エコリノベ補助担当）

（電話）045-451-7740

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8-1（ヨコハマポートサイドビル5階）

◆事業主体◆

横浜市 建築局住宅政策課

（電話）045-671-2922 （FAX）045-641-2756

（Eメール）kc-jutakuseisaku@city.yokohama.jp

〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1（JNビル4階）

【参考】詳細な手続の流れ

